



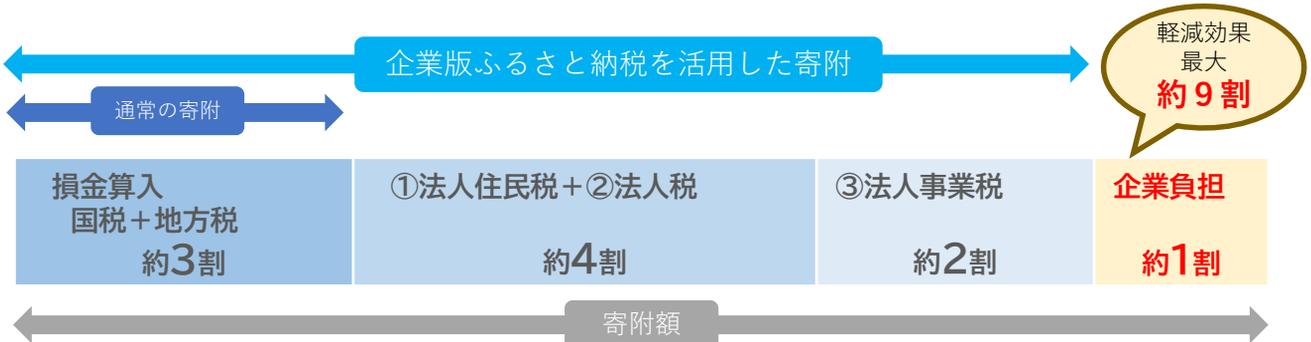
企業版ふるさと納税

企業版
ふるさと納税
とは

企業版ふるさと納税は、内閣府が創設した地方創生施策のひとつです。企業は企業版ふるさと納税を活用した寄附により、**税額控除を受けながら地方公共団体が行う地方創生の取組を支援**することができるようになりました。

企業様のメリット

- S D G s の達成や社会貢献による企業様のイメージアップにつながります。
- 企業版ふるさと納税を通じた連携により、地方公共団体と企業の間で新たなパートナーシップの構築の可能性が広がります。
- 寄附による損金算入に加え、法人住民税・法人税・法人事業税の一部を控除できます。（最大で寄付額の9割を控除）※税控除の上限額は税理士にご相談ください。



志度寺改修プロジェクト

四国霊場第八十六番札所： 志度寺

縁起によると625年推古天皇の時代の創建で、補陀落山と号する、弘法大師空海によって開かれた四国霊場第八十六番の名刹です。

本尊は十一面観音立像で、両脇土立像と共に重要文化財に指定されています。また本堂・仁王門の建造物、絹本著色志度寺縁起並びに絹本著色十一面観音像の絵画も重要文化財に指定されており、重要文化財を数多く所蔵しています。



仁王門内に安置されている金剛力士像は、鎌倉時代前期の大作であり、大日如来像の彫刻と共に香川県指定文化財に指定されています。また琰魔堂及び奪衣婆堂の建造物も香川県指定文化財です。

令和6年度は志度寺境内にある、鐘楼堂の修理を実施する予定です。

この他、『第2期さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づいた事業であれば対象となります。

《制度活用にあたっての要件など》

- さぬき市外に本社がある企業様が対象となります。
- 対象となる寄附は、10万円以上になります。
- 寄附の代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。

ご興味のある企業の皆様は、ぜひお問い合わせください。

■お問合せ先

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

さぬき市 総務部 政策課

TEL:087-894-1112 E-mail:seisaku@city.sanuki.lg.jp

